

# 「本巢市事業者サポート補助金」

## 募集要領

R6. 4. 1現在

本巢市産業経済部商工観光課

## 1 対象者

次の条件をすべて満たす中小事業者が対象となります。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者。
- ② 市内に事業所を有する法人又は個人で今後も市内で引き続き事業活動を営む予定である者。
- ③ 市税等の滞納がないこと。
- ④ 本巢市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

## 2 補助率等

補助対象者区分、補助率及び補助限度額は下記のとおりとする。また、申請回数は1事業者同一年度1回限りとする。

補助対象者区分	補助率	補助限度額
創業者枠	当該経費の5分の4	1事業所30万円まで
環境改善枠	当該経費の5分の4	1事業所30万円まで
通常枠	当該経費の4分の3	1事業所20万円まで

注1 創業者枠とは、市内において創業を予定している事業者及び創業して6か月を経過しない事業者をいう。

注2 環境改善枠とは、省エネルギー診断、脱炭素診断に基づく事業を行う事業者をいう。

注3 通常枠とは、創業者枠及び環境改善枠に該当しない事業者をいう。

## 3 対象となる事業等

市内の事業所に対して行う創業、脱炭素経営、販路開拓・拡大、業務効率化、生産性・付加価値向上、人材育成・確保、職場・労働・利用環境改善、新分野展開につながる事業であり、国・県等の補助金の交付を受けていない、又は申請を行っていない事業で、本補助金交付決定後に発注、購入、契約等を行い、かつ令和7年1月31日（金）までに納品等と支払いが完了するものが対象。

### 【創業者枠】

- 創業に関する事業
  - ・創業に必要な経費全般

### 【環境改善枠】

- 脱炭素経営に関する事業
  - ・省エネルギー診断に要する経費
  - ・省エネルギー対策検討及び計画策定に要する経費
  - ・省エネルギー診断に基づく設備等導入に要する経費
  - ・省エネルギー診断に基づく設備改修・改良に要する経費

- ・コンサルティングに要する経費

### 【通常枠】

#### ① 販路開拓・拡大に関する事業

- ・ホームページの開設及び充実強化に要する経費
- ・新聞、雑誌、インターネット等への広告に要する経費
- ・チラシ、DM等の作成及び発送に要する経費
- ・インターネット等を活用した新たな販路開拓に要する費用
- ・インターネット販売の追加、強化に要する経費
- ・コンサルティングに要する経費

#### ② 業務効率化、生産性・付加価値向上に関する事業

- ・オンライン等の業務の実施に要する経費
- ・生産性向上及び付加価値向上に資する機器・設備の導入に要する経費

※ただし、既存の機器等の更新又は増設を除く。(新規導入のみ)

- ・コンサルティングに要する経費

#### ③ 人材育成・確保に関する事業

- ・従業員のスキルアップのための研修に要する経費
- ・eラーニング等を活用した研修に要する経費
- ・就職及び転職情報サイトへの掲載に要する経費
- ・コンサルティングに要する経費

#### ④ 職場、労働、利用環境改善に関する事業

- ・職場、労働及び利用環境の改善のための改修及び改良に要する経費
- ・職場、労働及び利用環境の改善のために必要な設備等導入に要する経費

※ただし、既存の機器等の更新又は増設を除く。(新規導入のみ)

- ・職場、労働及び利用環境の改善のために必要な制度改正、制度導入等に要する経費
- ・コンサルティングに要する経費

#### ⑤ 新分野展開に関する事業

- ・新たな商品、製品及びサービスの開発に要する経費
- ・新たな商品、製品及びサービスの生産並びに販売に必要な設備導入に要する経費
- ・コンサルティングに要する経費

## 4 対象とならない経費等

以下の経費は、補助対象となりません。

- ① 補助金交付決定日より前に発注、購入、契約等をしたもの
- ② 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ③ 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ④ 茶菓、飲食、接待の費用
- ⑤ 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- ⑥ 役員報酬、人件費

- ⑦ 金融機関等への振込手数料、決済手数料、代引き手数料
- ⑧ 商品等購入時の送料
- ⑨ 公租公課
- ⑩ 各種保証・保険料
- ⑪ 借入金等の支払利息及び遅延損害金
- ⑫ ホームページ保守料やECサイト継続料（更新料）等経常的に発生する費用
- ⑬ 補助対象事業に使用すると明確に特定できないもの（パソコンやプリンタ等の電子機器）
- ⑭ 対象経費に付与されたポイントの現金換算分（現金換算分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費として計算します。）
- ⑮ 旅費  
※ただし、補助対象事業に係る旅費と特定できる場合を除く。
- ⑯ 既存の機器の単なる更新及び増設
- ⑰ 消耗品の購入費（事務で使用する文房具等補助対象事業に直接関係ないもの）
- ⑱ 必要な証拠書類等（成果物が確認できる書類（写真等）・補助対象経費が詳細に確認できる書類）を用意できないもの
- ⑲ 法令等に抵触するおそれがあるもの
- ⑳ その他、公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費

## 6 必要書類

- ① 本巣市事業者サポート補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第1号別紙1）及び補助対象経費積算明細書（様式第1号別紙2の1又は別紙2の2）  
（経費積算根拠を確認できる見積書等を添付してください）  
※ 積算明細書について、見積書等に税抜価格の記載がない場合は、税込価格に100/110を掛け、1円未満の端数を切り捨てた金額を補助対象経費（税抜）としてください。
- ③ 市内に事業所を有する法人又は個人事業主であることが分かる書類  
法人 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内）等  
個人 直近の青色申告決算書又は収支内訳書の写し 等  
※申告決算書は、税務署の受付印があるものに限る
- ④ 開業届（創業者枠で申請する場合のみ）  
※税務署の受付印があるものに限る
- ⑤ 本巣市事業者サポート補助金に係る誓約・同意書（様式第2号）
- ⑥ チェックシート（交付申請時）
- ⑦ 省エネルギー診断、脱炭素診断の診断結果が分かる書類（環境改善枠で申請する場合のみ）

※ 補助金交付申請書の様式は、本巢市のホームページからダウンロードしてください。

※ 当補助金の実績報告時に必要な証拠書類、経理書類の提出ができることを確認してから申請をしてください。

## 7 申請期間

令和6年4月1日（月）～令和6年12月20日（金）

## 8 申請方法

本巢市産業経済部商工観光課商工観光係に提出をお願いします。なお、本巢市商工会員の方は、本巢市商工会窓口でご相談いただくことで手続きがスムーズになります。

本巢市産業経済部商工観光課

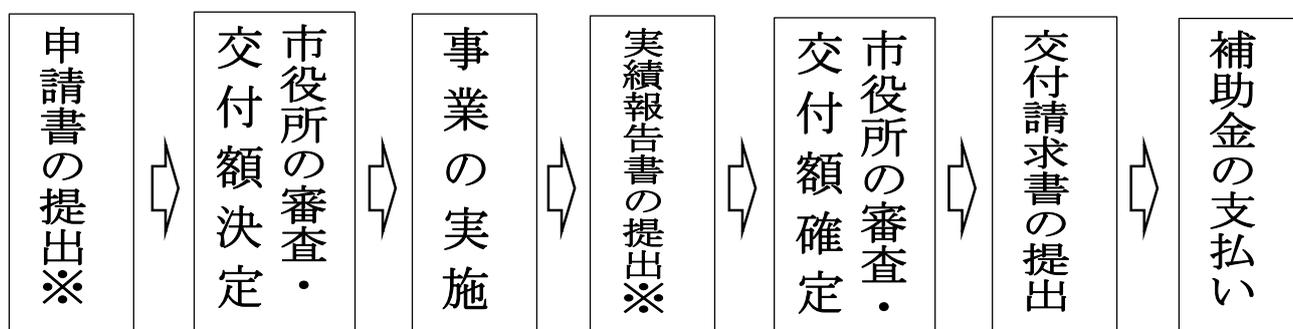
TEL 058-323-7756

本巢市商工会

TEL 058-323-1010

## 9 補助金交付の流れ

申請書の提出から補助金の支給までの流れは以下の通りです。



※ 商工会員の方は、商工会窓口でご相談いただくことで手続きがスムーズになります。

※ 当補助金は予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

## 10 補助事業者の義務（交付決定後）

補助事業を実施する際には、以下のことに注意してください。

① 補助事業の内容を変更、廃止、中止する場合は、事前に承認が必要です。

※補助事業に要する経費、補助金決定額いずれかの減少が20%未満の場合は、「本巢市事業者サポート補助金変更交付申請書（様式第4号）」の提出の必要はありません。

② 経理等の証拠書類は整理し、終了後5年間保存する必要があります。

## 11 実績報告

完了後30日以内又は令和7年1月31日（金）のいずれか早い日までに実績報告書及び下記の添付書類を提出していただきます。

- ① 本巢市事業者サポート補助金実績報告書（様式第6号）
- ② 事業実施報告書（様式第6号別紙1）
- ③ 補助対象経費精算明細書（様式第6号別紙2の1又は別紙2の2）
- ④ チェックシート（実績報告時）
- ⑤ 成果物が確認できる書類（写真等）
- ⑥ 領収書
- ⑦ 納品日等が分かる書類（納品書・完了報告書等）
- ⑧ 請求書（明細が分かるもの）
- ⑨ 発注日、契約日等が分かる書類（発注書、契約書等）
- ⑩ 開業届（創業者枠で申請する場合のみ）

※ただし、申請時に提出している場合は不要

※ 領収書の名義は申請者である必要があります。支払いは必ず、申請者（法人の場合代表者）が行い、領収書の名義は申請者か屋号、商号、会社名で発行してください。

※ 領収書が無い場合は振込や送金を確認できる資料でも結構です。

※ 必要な証拠書類等（成果物が確認できる書類（写真等）・補助対象経費が詳細に確認できる書類）を用意できないものは補助対象になりません。

## 12 補助金の支払いについて

補助金の支払いは、補助事業終了後の精算払いとなります。

## 13 問い合わせ

本巢市産業経済部商工観光課

TEL 058-323-7756

本巢市商工会

TEL 058-323-1010

※ 当補助金に係る取扱いについて、本巢市補助金等交付規則及び本巢市事業者サポート補助金交付要綱に定めるほかは、本「募集要領」によりますので、ご注意ください。